

プール水の水質基準及び検査頻度

1.【学校環境衛生基準】 文部科学省告示第60号 平成21年4月1日施行

・プール水の水質

項 目	単 位	水質基準	検査頻度
pH値	-	5.8以上8.6以下	使用日数の積算が30日を超えない範囲で少なくとも1回以上
濁度	度	2 以下	
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	12 以下	
遊離残留塩素	mg/L	0.4 以上 (1.0 以下が望ましい)	
大腸菌	-	検出されないこと	
一般細菌数	CFU/mL	200 以下	
総トリハロメタン	mg/L	0.2 以下が望ましい	使用期間中に1回以上

・循環ろ過装置の処理水質

項 目	単 位	水質基準	検査頻度
濁度	度	0.5 以下 (装置の出口で) (0.1以下が望ましい)	毎学年1回

2.【遊泳用プールの衛生基準について】

厚生労働省健康局長通知 平成19年5月28日 健発第0528003号

・プール水の水質

項 目	単 位	水質基準	検査頻度
pH値	-	5.8以上8.6以下	毎月1回以上
濁度	度	2 以下	
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	12 以下	
遊離残留塩素	mg/L	0.4 以上 (1.0 以下が望ましい) 二酸化塩素消毒の場合 0.1以上0.4以下 亜塩素酸は1.2以下	午前中1回以上、午後2回以上 (このうち1回は遊泳者数のピーク時に測定することが望ましい)
大腸菌	-	検出されないこと	毎月1回以上
一般細菌数	CFU/mL	200 以下	
総トリハロメタン	mg/L	概ね0.2 以下が望ましい (暫定目標)	毎年1回以上 (通年・夏期営業のプールは6から9月までの時期、それ以外は水温が高めの時期)
レジオネラ属菌	CFU/mL	検出されないこと	毎年1回以上 (エアロゾルを発生させやすい設備、水温が比較的高めの設備がある場合)

・循環ろ過装置の処理水質

項 目	単 位	水質基準	検査頻度
濁度	度	0.5 以下 (装置の出口で) (0.1以下が望ましい)	